

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 地域の災害等リスク

①現状【立地】

大洗町は茨城県の中部に位置する港町で、茨城港大洗港区（旧・大洗港）を有する。苫小牧港との間に定期フェリーが就航しており、首都圏と北海道を結ぶ海上交通の結節点である。また、北は那珂川を境にひたちなか市、南に鉾田市、西に涸沼川を境に水戸市とそれぞれ隣接している。

町域面積は2,389ha。林野面積445ha、耕地面積は518haとなっている。

年間約440万人が訪れる茨城県有数の観光地でもあり、アクアワールド・大洗や大洗磯前神社、大洗シーサイドステーションなどの観光・商業施設、北関東最大の大洗サンビーチ海水浴場等で知られる。2012年に放送されたアニメ『ガールズ&パンツァー』の舞台になり、いわゆる聖地巡礼スポットとしても注目されている。

農業や沿岸漁業も盛んで、アンコウ・シラス・ハマグリ・紅あずま等の農水産物や、その加工品が特産物。また、東海村と並んで多くの原子力関連施設が立地する。

現在の町域の枠組みは、1954年（昭和29年）に磯浜町、大貫町が合併し大洗町が発足され、翌年には旭村（現：鉾田市の）の一部が大洗町へ編入した。

明治以降、水産加工業を中心に発展し、県内でも有数の観光のまちとして現在に至る。

②想定される地域の災害等リスク

(地震)

当町における地震による被害想定は、東日本大震災の被害状況と県の被害想定をあわせて見込むこととする。（出典：「茨城県地震被害想定調査」、「大洗町地域防災計画」）

(1) 茨城県の被害想定的前提条件

名 称	冬・夕	夏・昼
季 節	冬（2月）	夏（7月）
曜 日	平日	平日
時 間 帯	午後6時頃	午後0時頃
天 候	晴れ	晴れ
湿 度	68%	75%
風 向 き	N N W	N E
風 速	7.5 m / s	1.3 m / s

(2) 東日本大震災の地震規模

	三陸沖地震の地震	茨城県沖の地震
発生日時	平成 23 年 3 月 11 日 14 時 46 分	平成 23 年 3 月 11 日 15 時 15 分
地震規模	マグニチュード 9.0 (発表当初 8.8)	マグニチュード 7.7
震源地	三陸沖 (北緯 36° 06'、東経 142° 52'、深さ 24km)	茨城県沖 (北緯 36° 0'、東経 140° 2'、深さ約 80km)
町及び県の震度	大洗町の震度 5 強 [H23. 3. 30 気象庁発表] (県内最大 6 強(8 市)、6 弱(21 市町村))	県内最大 6 強(1 市)、6 弱(1 市)

東日本大震災時の大洗町の津波の状況

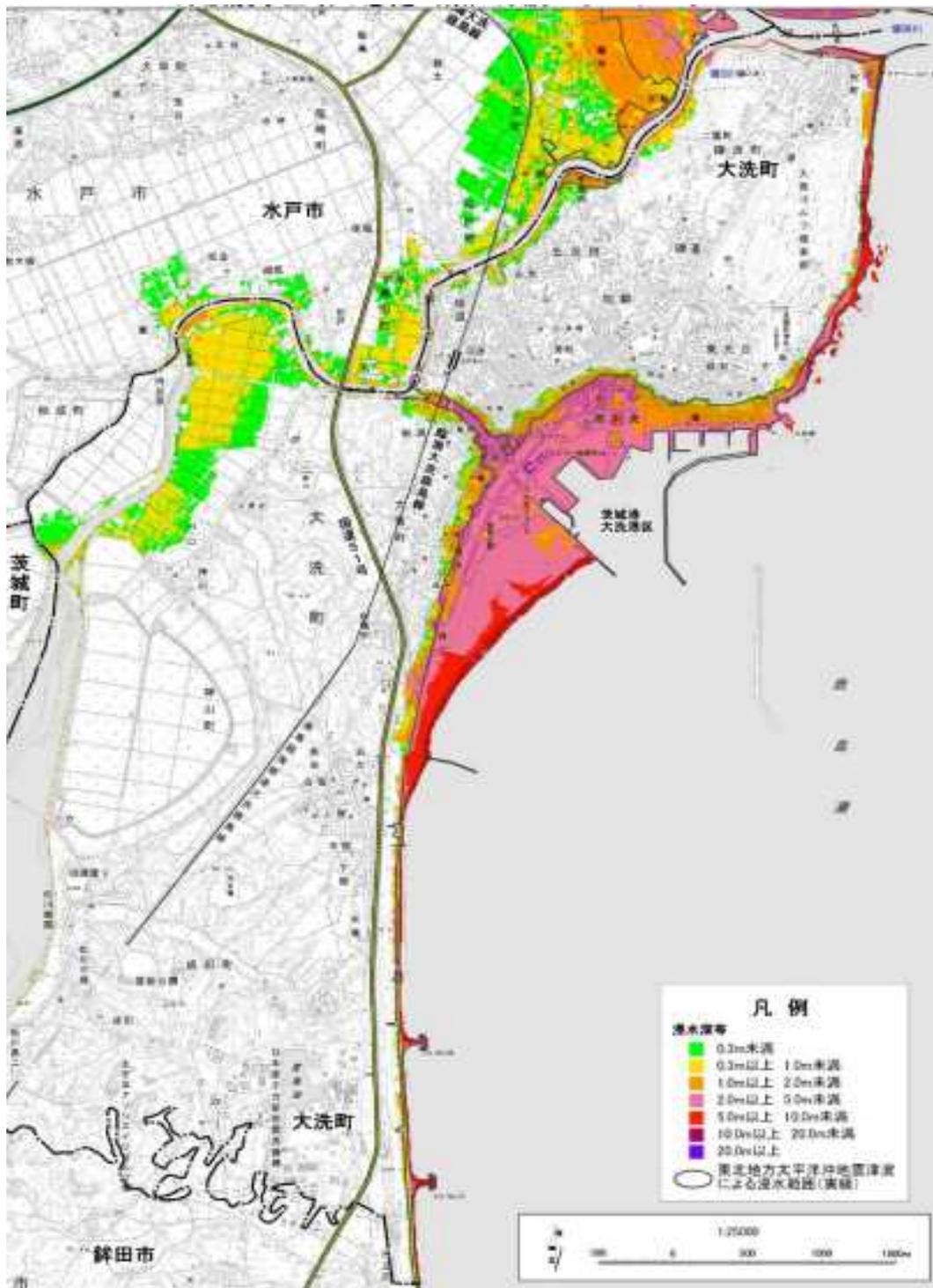
日時	(最大の) 高さ
3 月 11 日 15 時 15 分	1.8m
3 月 11 日 15 時 43 分	3.9m
3 月 11 日 16 時 52 分	4.0m (最大波)
3 月 11 日 21 時 10 分	観測不可
3 月 11 日 22 時 15 分	観測不可

大洗町域の予想震度は、県の想定では、磯浜町及び大貫町を中心に低地部で加速度が増加することも予想されており、これら地域では液状化も想定される。

また、本町では、津波による浸水区域は大洗港を中心とした港とその周辺地区で浸水が予想されたほか、那珂川、潤沼川沿いでも浸水が想定されている。

このうち潤沼川沿いでは浸水深はおおむね 1m 以下であるのに対し、主に大洗港付近では 2m 以上 5m 未満の区域が広い範囲で想定されている。

津波浸水区域の想定（県）津波ハザードマップ

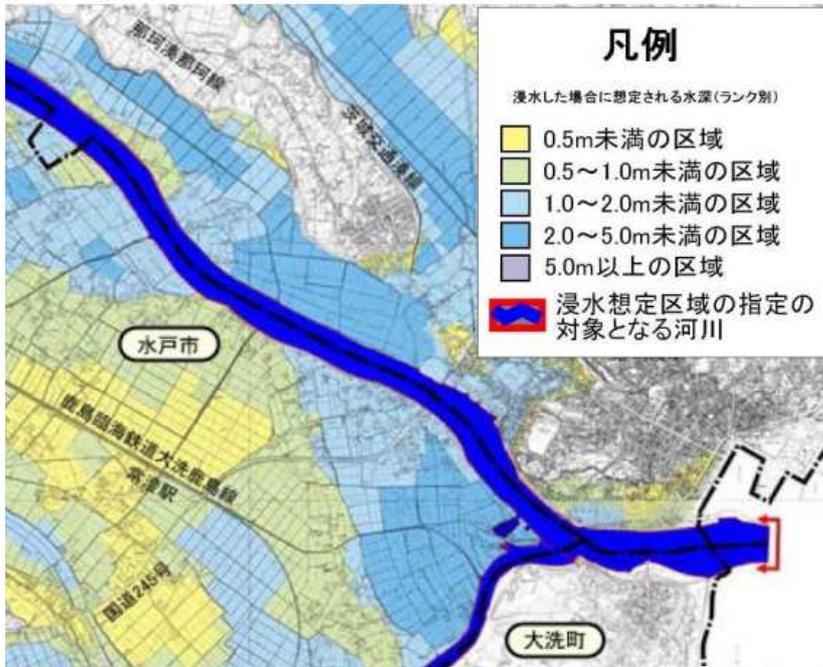


津波シミュレーションの条件は、平成24年茨城県検討の最大クラス津波（L2津波）による。
（平成 24 年 8 月公表）

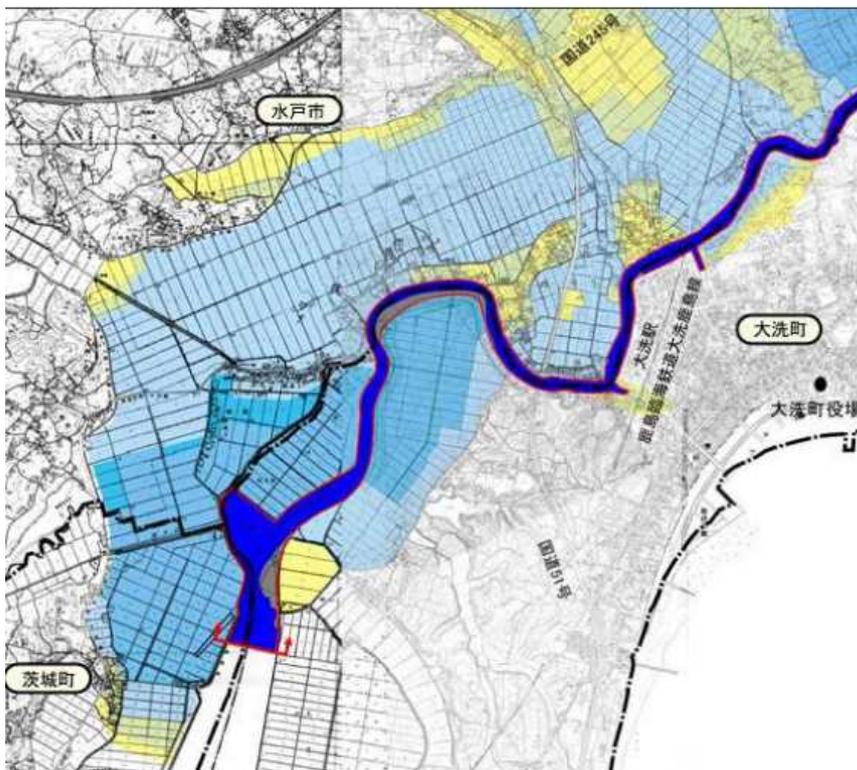
(風水害)

当町に係る部分としては、常陸河川国道事務所から那珂川と涸沼川について浸水想定区域が公開されている。

このうち那珂川については、上流の水戸市や茨城町での浸水が予想されているが、本町の浸水は想定されていない。これに対し涸沼川は右岸の水田で最深で5.0mの浸水が想定されている。



出典) 国土交通省 常陸河川国道事務所 那珂川浸水想定区域



出典) 国土交通省 常陸河川国道事務所 涸沼川浸水想定区域

(土砂災害:町ハザードマップ)

当町における土砂災害警戒区域等は 12 箇所が指定されている。主に北部の中心市街地を囲む丘陵地に分布しており南部は少ない。

(原子力災害)

国の防災基本計画，原子力災害対策指針及び茨城県の茨城県地域防災計画に基づいて、町では想定される全ての事態に対して対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備する。

(被害状況等)

2011 年 3 月 11 日の東日本大震災では、本町でも震度 5 強の強い揺れとともに 4.0m の大津波を観測し、死者 1 名、負傷者 6 名の人的被害があった。

住居被害は、家屋全壊 14 件、半壊 303 件、一部損壊 1,386 件。津波被害は、床上浸水 206 件、床下浸水 167 件となり、町内 17 箇所の避難所に 3,392 名が避難した。

(感染症)

新型インフルエンザは、10 年から 40 年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。

また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の現状

・商工業者数 1, 0 1 4 人

・小規模事業者数 9 2 5 人

(出典：「平成 26 年経済センサス - 基礎調査結果」(総務省統計局))

<大洗町の事業所数(※括弧内は小規模事業者数で内数)>

業種分類	事業者数	備考(事業所の立地状況等)	
農林漁業	3 (3)	海岸部に多い	
建設業	102 (99)	町内に広く分散している	
製造業	98 (80)	町内に広く分散している	
情報通信業	4 (0)	町内に広く分散している	
運輸業、郵便業	42 (31)	町内に広く分散している	
卸売業、小売業	312 (295)	町内に広く分散している	
金融業、保険業	8 (7)	町内に広く分散している	
不動産業、物品賃貸業	15 (14)	町内に広く分散している	
学術研究、専門・技術サービス業	14 (8)	町内に広く分散している	
宿泊業、飲食サービス業	宿泊業	60 (54)	町内に広く分散している
	飲食サービス業	141 (137)	町内に広く分散している
生活関連サービス業、娯楽業	旅行業、娯楽業	14 (14)	町内に広く分散している
	その他	112 (107)	町内に広く分散している
教育、学習支援業	19 (19)	町内に広く分散している	
医療、福祉	49 (41)	町内に広く分散している	
複合サービス事業	7 (6)	町内に広く分散している	
サービス業(他に分類されないもの)	14 (10)	町内に広く分散している	
合計	1014 (925)		

(3) これまでの取組

1) 当町の取組み

①地域防災計画の策定（平成 26 年 3 月）

昭和 36 年に策定された災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、町防災会議が町内地域に係る災害に関し、町域の災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興等に関する事項を定め、町、指定地方行政機関、指定公共機関等の行う防災・減災対策を、総合的かつ計画的に実施することにより、町民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的としている。

②第 6 次大洗町総合計画による防災に係る施策の推進

総合計画では、「大洗町地域防災計画」や「大洗町復興まちづくり計画」に基づき風水害、地震及び津波災害に対応できる総合的な防災体制の強化に努めている。

③防災に関する情報提供

各種防災情報については、防災行政無線や町報おおあらいのほかホームページ、SNS 等において防災関連の情報提供を行っている。

④防災資材備蓄の推進

地震発生時に備え、避難所又はその近傍において地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等を確保するとともに、通信途絶や停電等を想定し、通信機材や非常用発電設備等設備の整備に努めている。

⑤大洗町新型インフルエンザ等行動計画の策定（平成 27 年 9 月）

当計画は、町内地域の地理的な条件、交通機関の発達度等の社会状況、医療体制、受診行動の特徴等の町民性も考慮しつつ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととする。

2) 当会の取組

- ・事業者へBCP（事業継続力強化計画を含む）に関する国の施策の周知

近年の大規模自然災害の頻発を受け、当会では中小企業庁作成のチラシである「事業継続力強化計画の認定制度が始まります！」や「事業継続力強化計画」認定制度のご案内を巡回訪問等により小規模事業者等に対し、配布・周知を行ってきた。

- ・事業者BCP策定セミナーの周知・斡旋

BCPの必要性が高まっている現状をふまえ、小規模事業者向けのBCP策定セミナー及び関連セミナーの周知と斡旋を行ってきた。

- ・損害保険への加入促進

当会では、(1) 中小企業PL保険制度、(2) 業務災害補償プラン、(3) ビジネス総合保険について、小規模事業者に対する業務上の災害など財産のリスクヘッジ対策として、普及・加入促進を行って災害等に備えてきた。

※上記(1) 中小企業PL保険制度については、現在、新規契約が停止され、(3) ビジネス総合保険に集約されている。

- ・防災備品の備蓄

災害発生に伴う停電時等の最低限の会館保守を目的に、下記の防災用品を当館に備蓄している。懐中電灯、ブルーシート、乾電池、ストーブ、灯油、工具類、ゴミ袋、パーテーション、折りたたみベットなど。

(感染症)

- ・相談窓口の設置、緊急融資相談会、事業者への影響調査、イベントの中止／延期
- ・全国商工会連合会、大洗町と連携した感染拡大防止に向けた情報提供

2 課題

当会では、小規模事業者の防災対策への支援における課題は下記のとおりである。

- ・緊急時における町と当会との連携や協力体制が整っていない

現状では、緊急時における町と当会との連携や協力体制が確立されていないため、発災時・発災後における連携や協力体制を確立する必要がある。

- ・事業者BCPの策定が進んでいない

管内事業者のBCP策定については小規模事業者の関心が低く、策定状況は低調であると思われる。近年の災害状況を見ると大洗町と連携を強化し、小規模事業者のBCPあるいは事業継続力強化計画策定の啓発活動の強化が必要である。

- ・策定支援のスキル習得不足

当会経営指導員等のBCP策定に関する支援スキル習得が不足している。今後、経営指導員等が専門知識を身につけ、的確な助言を行えるようにしていくことが必要である。

- ・感染症対策

地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

3 目標

- ・速やかな応急・復興支援策を行うための連携体制の確立

発災後に速やかな応急対策や復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、平時から組織内における体制や関係機関との連携体制を構築する。

- ・管内小規模事業者へのBCP策定支援の強化

管内小規模事業者に対し、巡回時の説明等により、災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知し、事業者のBCP策定支援を強化する。

●事業継続力強化計画認定 2社／年

- ・経営指導員等のBCP策定支援に関するスキル向上

経営指導員等向けのBCP関連の研修を積極的に受講し、スキルアップを図るとともに、専門家等との連携による個別支援の体制を構築し、事業者のBCP策定支援を強化する。

その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

1 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和4年4月1日 ～ 令和9年3月31日)

2 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

(1) 事前の対策

- ・多発する自然災害や事故・病気など、日々の様々な経営リスクから企業を守り、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるように支援する。
- ・町と連携を密にし、自然災害発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

(ア) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・巡回指導時にハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や町広報、ホームページ等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCP（事業継続力強化計画等）に積極的に取組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（事業継続力強化計画等）の策定による実効性のある取組の推進や効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

(イ) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当会は、令和3年度に事業継続力強化計画を作成。

(ウ) 関係団体等との連携

- ・損害保険会社等と連携し、会員事業者等を対象に専門家派遣や普及啓発セミナー等を実施する。また、関係機関への普及啓発ポスターの掲示やリーフレットの設置を依頼する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

(エ) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP（事業継続力強化計画等）等取組状況を確認する。
- ・事業者BCP（事業継続力強化計画等）策定支援の進捗につき、経営指導員等が巡回窓口指導等で確認し、随時必要な場合には、専門家を交えるなどフォローを行う。
- ・必要に応じて(仮称)大洗町事業継続力強化支援運営会議（構成員：当町、当会）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

(オ) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度5強の地震）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

(2) 発災後の対策

■大規模自然災害

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもなく、そのうえで下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

① 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後概ね1時間以内に職員の安否確認を行う。
SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当町で共有する。

② 応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
（豪雨における例）職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、3日以内に町・県連と情報共有する。

被害規模	被害の状況	想定する応急対応
大規模な被害がある	・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。	①相談窓口の設置 ②被害調査 ③経営課題把握 ④復興支援業務
被害がある	・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。	①相談窓口の設置 ②被害調査 ③経営課題把握
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない	特に行わない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

③ 被害情報の共有

- ・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	原則1日に2回共有する 特別な状況変化があればその都度共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1ヵ月	1週間に2回共有する
1ヵ月以降	1週間に1回共有する

■感染症の世界的大流行（パンデミック）

感染症の世界的大流行（パンデミック）が発生した場合は、以下の手順で対応する。

①管内事業者に対するリスクの周知

- ・発生国の経済状況・工場の稼働状況等、今後管内事業者の経営に影響を与えるリスクについて周知する。

②管内事業者の被害状況の確認

- ・当町は、来庁又は問い合わせを受けた管内事業者の被害状況を確認する。
- ・当会は、巡回・電話等により管内事業者の被害状況を確認する。

③被害情報の共有

- ・当会と当町は、原則として以下の間隔で被害情報等を共有する。

海外発生期	1週間に1回共有する
国内発生早期	1週間に2回共有する
国内感染期	2日に1回共有する
国内感染拡大期	1日に1回共有する

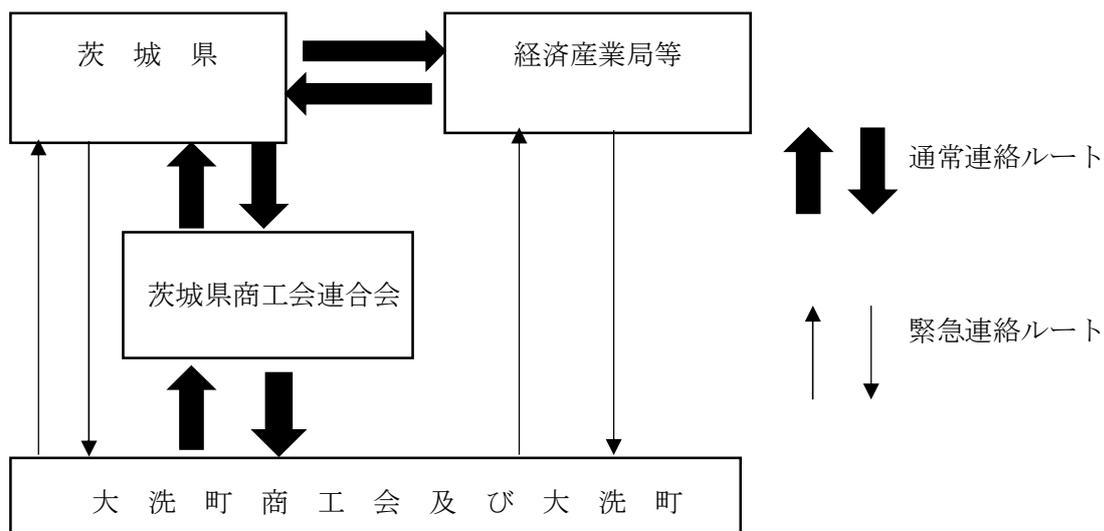
④被害情報の報告

- ・当会と当町で情報を共有した上で、当町においては県が定める期日までに県へ報告する。また、当会においては県連合会が定める期日までに県連合会に対しても報告を行う。

(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことの可否について検討する。
- ・当会と当町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当町が共有した情報を、茨城県の指定する方法にて当会又は当町より連合会を通じて茨城県へ報告する。

(連絡体制)



(被害状況様式) 茨城県産業戦略部災害対応マニュアル様式

産業戦略部関係団体の被害状況																		
										<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">団体名</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>報告者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電話番号</td> <td></td> </tr> </table>		団体名		報告者		電話番号		
団体名																		
報告者																		
電話番号																		
○関係団体の被害の概要																		
人的被害			物的被害				その他											
従業員、従業員等の被害を記載			※所有土地、建物、設備、商品等被害を記載				※忘記以外の被害の概要(例えば、直接的な被害が無くても、関連企業等に被害を受けたことにより、流通経路に障害が発生した場合など)											
○被災中小企業者の被害状況詳細(関東経済産業局への報告を想定したものである)																		
No	所在地	被害 態様	事業所名	業種	工業 or 商業	従業員数 (人) a	資本金 (千円)	土地		建物		機械設備		商品、原材料、仕掛品等		被害額 (千円) b	従業員対 被害額 (千円) b/a	
								面積 (㎡)	被害額 (千円)	用途	面積 (㎡)	被害額 (千円)	種類 (千円)	被害額 (千円)	種類 (千円)			被害額 (千円)
例	●市	A	茨城産業(株)	金属加工	工業	5	20,000	100	200		100	200	100	80	100	80	670	134
計																		

(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について、大洗町と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や茨城県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ巡回訪問やホームページ等で周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

(5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・茨城県の方針に従って、復旧・復興の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を茨城県等に相談する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。

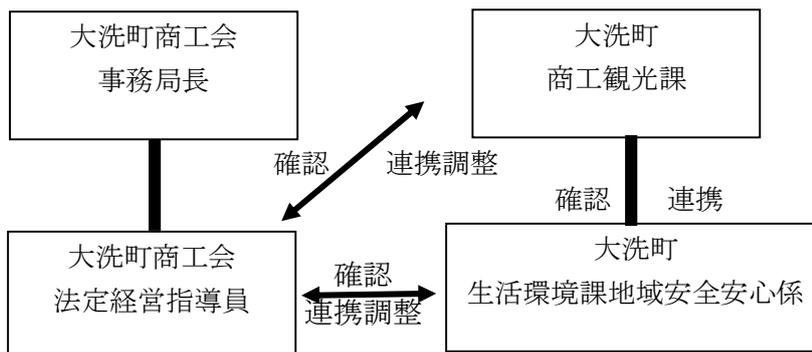
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和4年4月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 菅井 和実 【連絡先は後述(3)①参照】

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度 等)

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①大洗町商工会

〒311-1301 茨城県東茨城郡大洗町磯浜町6881-275
TEL: 029-266-1711 / FAX: 029-267-3039
E-mail: oaraisho@maple.ocn.ne.jp

②大洗町商工観光課

〒311-1301 茨城県東茨城郡大洗町磯浜町6881-275
TEL: 029-267-5111 / FAX: 029-266-3577
E-mail: kankou@town.oarai.lg.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000
専門家派遣費	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000
会議運営費	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
セミナー開催費	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
パンフ・チラシ作成費	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、大洗町補助金、茨城県補助金、事業収入 等 ただし、専門家派遣・セミナー開催等で連携する茨城県商工会連合会より派遣承諾があった時は、当該経費が減額となる場合がある。

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携無し